

大槌町営建設工事等の入札及び契約に関する事項の公表に係る指針

(趣旨)

第1 本指針は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の規定に基づき、大槌町営建設工事及び建設関連業務委託（以下、工事等）の入札及び契約に関する事項の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2 町長は入札の執行又は随意契約に係る見積書の徴収を行った工事のうち、予定価格が250万円を超えるもの（公共の安全と秩序の維持に密接に関連する工事等であって秘密にする必要のあるものを除く）を対象とし、契約を締結した日から14日以内に公表する。

(入札及び契約の過程に関する事項の公表)

第3 町長は、入札における契約を行った場合は、次に掲げる事項を公表するものとする。また、契約金額の変更を伴う契約を行った場合は、変更に関する事項を公表するものとする。

- (1) 入札執行日時
- (2) 概要及び実施場所
- (3) 件名及び工事種別
- (4) 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- (5) 契約締結日及び実施期間
- (6) 契約金額及び予定価格
- (7) 最低制限価格
- (8) 入札参加者及び参加者要件（参加資格）
- (9) 入札者の各回の入札金額

(随意契約を行った場合における契約に関する事項の公表)

第4 町長は、随意契約を行った場合は、次に掲げる事項を公表するものとする。また、契約金額の変更を伴う契約を行った場合は、変更に関する事項を公表するものとする。

- (1) 件名及び工事種別
- (2) 概要及び実施場所
- (3) 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- (4) 契約締結日及び実施期間
- (5) 契約金額及び予定価格
- (6) 随意契約根拠及び理由

(公表方法)

第5 公表の方法は、大槌町のホームページに掲載する方法とする。

(公表期間)

第6 公表の期間は、公表を行った日の属する年度の翌年度の末日までとする。

(補則)

第7 この指針に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この指針は、平成30年12月6日から施行し、当該年度から適用する。ただし、施行日前の契約については、第2の規定にかかわらず、順次公表するものとする。

附 則

この指針は、令和4年1月1日より施行する。(一部改正)